# 公益社団法人日本薬剤学会 役員および代議員候補者選出規程

(総則)

第1条 この規程は定款第22条に定める役員の設置並びに細則第31条に定める代議員の設置について必要な事項を定める。

(代議員の選出)

第2条 代議員は細則第32条1項の規定により選挙により選出する。

(役員の選任)

第3条 役員は定款第23条1項の規定により総会で選任する。

(役員代議員候補者選考委員会)

第4条 役員候補者並びに代議員候補者を選考するため、役員代議員候補者選考委員会を置く。

- 2. 役員代議員候補者選考委員会は、理事会にて選任された4名以上8名以下の委員により組織する。ただし、役員が委員となることはできない。
- 3. 役員代議員候補者選考委員は原則として 5 年以上の会員歴を有する正会員より 選任する。
- 4. 役員代議員候補者選考委員会の委員長は、委員の互選により選任する。
- 5. 必要に応じて、委員長はオブザーバーを出席させることができる。

(役員代議員候補者選考委員会による代議員候補者の選考)

- 第5条 役員代議員候補者選考委員会は、原則として 3 年以上の会員歴を有する会費完納者 のうち、下記(1)の要件を満たし、かつ、(2)、(3)、または(4)、いずれかの要件を満た す正会員から代議員候補者を選出する。
  - (1) 代議員候補者選挙の被選挙人は、代議員の任期が開始される年の 4 月 1 日現在において、満 70 歳未満の正会員とする。
  - (2) 代議員候補者の公募に対し、正会員2名の推薦をもって申請した者
  - (3) 現代議員で、代議員選出の行われる年度またはその前年度の総会に出席 (委任状出席を含む) した上で申請した者
  - (4) その他、役員代議員候補者選考委員会が適当と認めた者
  - 2. 代議員候補者の公募はホームページと電子メールをもって告示し、申請の締切りは遅くとも告示した年度の11月末日とする。
  - 3. 役員代議員候補者選考委員会の選出する代議員候補者の所属機関の比率が、大学3に対し、企業1、病院1となることを努力目標とする。

#### (代議員選出)

- 第6条 役員代議員候補者選考委員会が選出した代議員候補者について、正会員は、書面若し くは電磁的方法により承認・不承認の信任投票を行う。
  - 2. 投票により承認・不承認の意思が表示されないものについては、承認されたもの として取扱う。
  - 3. 正会員の有効投票者数の承認投票数が過半数を超えた者を当選者とする。

## (役員候補者の選考)

第7条 役員候補者のうち、理事候補者 10 名と監事候補者 2 名は、役員代議員候補者選考委

員会を選挙管理委員会として実施する書面若しくは電磁的方法による選挙により選定することとし、第9条及び第10条に定める役員候補者は理事会の決議によって選出する。

## (役員候補者選挙)

第8条 役員代議員候補者選考委員会は以下の各区分の役員候補者についての選挙を実施する。各区分の役員候補者の人数は(1)~(4)を基準とし、代議員選出後の理事会で決定する。各区分の代議員候補者数の割合に応じて、人数を変更することを可とする。

- (1) 大学・官公庁に所属する理事候補者 6名
- (2) 企業に所属する理事候補者 2名
- (3) 病院に所属する理事候補者 2名
- (4) 監事候補者 2名
- 2. 選挙の告示は書面若しくは電磁的方法により行い、投票の締切は遅くとも改選 年度の2月末日とする。
- 3. 役員候補者選挙の選挙人は、選挙の告示される年の1月末時点の代議員とする。
- 4. 役員候補者選挙の被選挙人は、選挙の告示される年の4月1日現在において、満65歳未満の代議員とする。
- 5. 理事候補者については、大学・官公庁に所属する理事候補者 6 名、企業に所属する理事候補者 2 名、病院に所属する理事候補者 2 名 10 名連記投票、監事候補者については 2 名連記投票とし、得票数の多い順に各役員候補者区分の当選人とする。ただし、選出代議員数の割合に応じて役員候補者の人数を変更した場合は、この割合に準ずる。なお、得票同数の場合は会員履歴のより長い者を当選人とし、得票同数でかつ会員履歴が同じ場合は、年長者を当選人とする。
- 6. 投票は無記名投票とする。

(理事会推薦理事候補者の選定)

第9条 理事会は、理事候補者として代議員1名選出することができる。

(理事会推薦監事候補者の選定)

第10条 理事会は、監事候補者として公認会計士等の会計事務に精通した者1名を選出することができる。

(雑則)

第11条この規程に定めるものの他、この規程の実施について必要な事項は理事会が定める。 (改正)

第12条本規程の改正は、理事会の承認を得るものとする。

## 附 則

- 1. 本規程は、2013年10月1日からこれを施行する。
- 2. 本規程は、2014年1月1日からこれを施行する。
- 3. 本規程は、2017年4月18日からこれを施行する。
- 4. 本規定は、2018年1月11日からこれを施行する。
- 5. 本規定は、2019年10月4日からこれを施行する。
- 6. 本規定は、2021年9月30日からこれを施行する。